

# 地域医療支援病院承認要件の変更

2014年度医療法改正以降



# 全国の地域医療支援病院 病院数

- 全国の地域医療支援病院数は、

439医療機関

# 承認要件（紹介率・逆紹介率）

**【現行基準】** ①～③のうちいずれかを満たすこと

|      |             |       |  |
|------|-------------|-------|--|
| ①紹介率 | 80%以上       |       |  |
| ②紹介率 | 60%以上かつ逆紹介率 | 30%以上 |  |
| ③紹介率 | 40%以上かつ逆紹介率 | 60%以上 |  |



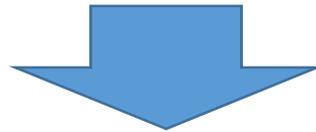
**【新基準】** ①～③のうちいずれかを満たすこと

|      |             |       |  |
|------|-------------|-------|--|
| ①紹介率 | 80%以上       |       |  |
| ②紹介率 | 65%以上かつ逆紹介率 | 40%以上 |  |
| ③紹介率 | 50%以上かつ逆紹介率 | 70%以上 |  |

# 承認要件（紹介・逆紹介計算式）

## 【現行基準】

$$\begin{aligned} \text{紹介率} &= (\text{紹介患者数} + \text{救急患者数}) / \text{初診患者数} \\ \text{逆紹介率} &= \text{逆紹介患者数} / \text{初診患者数} \end{aligned}$$



## 【新基準】

$$\begin{aligned} \text{紹介率} &= \text{紹介患者数} / \text{初診患者数} \\ \text{逆紹介率} &= \text{逆紹介患者数} / \text{初診患者数} \end{aligned}$$

※救急が紹介率の計算の対象外になり、別に救急件数が評価されることになる。

# 承認要件（救急シェア）

①救急を二次医療圏で評価している都道府県の場合

二次医療圏内の救急搬送のうち、  
5%以上を担っていること。

全国の二次医療圏には、各医療圏につき平均で25病院が存在しているためそれぞれが4%を担っていることを前提に条件を設定した。

---

②救急を二次救急医療圏で評価している都道府県の場合

二次救急医療圏内の救急搬送のうち、  
5%以上を担っていること。

全国の二次医療圏には、各医療圏につき平均で23病院が存在しているためそれぞれが4.4%を担っていることを前提に条件を設定した。

# 承認要件（救急件数）

- 救急のシェア以外で、

年間1,000件以上の救急搬送患者の  
受入を行っていること。

- 原則として以下のいずれかの要件を満たすこと  
(要件1)

$$\text{救急搬送患者数} / \text{救急医療圏人口} \times 1,000 \geq 2$$

(要件2)

$$\text{当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数} \geq 1,000\text{件}$$

\*救急搬送患者：地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診患者（搬送された時間は問わない）



## 救急に関する例外規程

なお、24 時間体制で救急医療の体制は整え、救急計画に位置づけられている医療機関については、救急搬送患者の受入数の基準値を満たしていない場合であっても、以下の場合には承認することができる。

①都道府県知事が、当該医療機関が所在する救急医療圏について定められた医療計画を踏まえ、救急医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合

②小児科等単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、承認を与えることが適当と認めた場合

には、地域医療支援病院の承認を行うことができるものとする。

# 研修について

## 地域の医療従事者に対する研修

- 地域の医療従事者に対する研修（院内の医療関係者に対する研修を目的としたものを除く）を年12回以上主催することを要件とする。
- また、当該研修については、医師を対象としたもののみではなく、他の職種を対象とした研修が含まれていることとする。

# その他の要件

## その他地域医療支援病院に求められる取組み

- 逆紹介を円滑に行うため、退院調整部門を設置すること
- 地域連携を促進するため、地域連携クリティカルパスを策定するとともに、地域の医療機関に普及させること
- 住民、患者が医療機関を適切に選択できるよう、地域医療支援病院は、その果たしている役割を地域住民に対して、他の医療機関よりも適切に情報発信すること

# 承認の取り消し

- 都道府県における地域医療支援病院承認後のフォローアップを強化するため、都道府県に対して、地域医療支援病院の年次報告書の確認等を行い、

基準を満たしていない場合には、2年程度の期間の改善計画の策定を求めるとともに、それによっても、なお改善が図られない場合には、必要に応じて、地域医療支援病院の承認取消を含めて取扱いを検討するよう要請する